

令和4年4月1日

北海道自転車競技連盟  
会員各位

北海道自転車競技連盟  
会長 小野 盛秀

成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応の呼びかけのお知らせ

会員皆様におかれては、平素から北海道自転車競技連盟事業にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、成年年齢を引き下げること等を内容とする民法改正法が令和4年4月1日に施行されます。成年年齢の引下げ後は、18歳、19歳の若年者が親の同意を得ずに契約を結ぶことができるようになり、また、未成年者であることを理由として結んだ契約を取り消すことができなくなります。

成年年齢の引下げについては、18歳、19歳の若年者の消費者被害拡大の防止等の環境整備の重要性が指摘されており、それらの指摘を受けて、平成30年4月以降、法務大臣を議長、内閣官房副長官補を副議長とする「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を継続的に開催し、その進捗管理の下、関係府省庁において、若年者に対する消費者教育の拡充を始めとする環境整備の施策が推進されてきました。また、本年1月には、岸田内閣総理大臣のもとで、「成年年齢引下げに関する関係閣僚会合」が開催され、施行に向けてこれらの環境整備の施策をより強力に推進することが確認されたところです。

成年年齢の引下げ後に新たに成年として契約の当事者となる若年者は、契約の締結に当たって、その契約によって得られるものや支払う対価等を考慮した上で、その契約の締結が自身にとって有益なものなのかについて判断することが求められます。したがって、事業者においても、新たに成年に達した若年者との間で契約を締結するに当たっては、そのような若年者が契約の内容を的確に理解し、判断するために必要な情報の提供等についての配慮が求められるものとし、お知らせいたします。

## 記

関連する以下の動画・電子媒体を併せて添付しますので、当競技連盟会員等への周知に当たって、大人への道しるべ、成年年齢引き下げ資料を確認ください。

- ・ 成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」

<https://seinen.go.jp>



- ・ 動画「1分でわかる成年年齢引下げ」

<https://www.youtube.com/watch?v=qmfpH8e7KQo>

